≪経済学者世界会議報告≫

「多国籍企業」へのラテン・アメリカ側の論理

ー メキシコ憲法第２８条における労働市場独占の禁止は進歩か後退かを中心に ー

山　崎　俊　夫

はじめに

副題には多分に仮想を含めていることを先ずお断わりしておく。本年度の大阪外国語大学イスパニア語学科研究室誌“Estudios Hispánicos”に「ラテンアメリカの要求は融資か投資か」を執筆して，報告者は次のように書いた。「気付かれることの一つとして第１２３条A号第１２項の改正に，現在ではもはや既に団体協約の存在を前提できているにもかかわらず，第２８条に，労働組合防衛目的の市場独占をことさらに構成要件に含めないとする規定は果して必要なのであろうか。あたかも，日本の独禁法における自然独占を概念的に排除した規定の場合と同じ意味で現代的な存在意義を欠く，啓蒙にしても空文化した条文文言のように思う。」と。現行の規定では「みずからの利益を擁護する目的での労働組合の連合組織化は独占を構成しない。」となっている。もちろん，中国の憲法にも労働者のスト権を認めた規定があり，中南米諸国で協同組合の保護育成を謳った例は多い。ソ連でストがないのは，労働組合にストの経験が歴史的になかったからであろうとの労働法の専門家の口から談ぜられた座興を，報告者所属の日本労務学会で承わったことがある。最近ポーランドのスト問題で，労働組合と政府，それに宗主国としてのソ連の動きが世界の注目を浴びた記憶は新らしい。メキシコ憲法第２８条の規定はこのような世界情勢の中の現代的意義として改めて見直されなければならない。報告者は最近のメキシコシティーの急激な人口膨脹に特に女性の問題があり，これまでの労働組合運動史の成長の延長線ではもはや到底収束はおろか動向把握すらできない事態に当面していることから語り始めたいと思う。

1. 市街地の貧困と「完全雇用」の絶望

第６回経済学者メキシコ世界会議第６分科会のメキシコ側提出報告要旨はそ

の第３章雇用と発展の第１節労働力，教育及び雇用で次のように述べている。「ラテンアメリカにおける全労働力の約２７％は失業若しくは潜在的失業の状態にある。上記のこの数字のうち５分の１だけが解放的失業に帰せしめられ，一方，残りの８０％は各種の潜在的失業形態に従っている。

潜在的失業の最多事例は，飢餓的賃金と就労している事業所の低水準の生産性が原因で最低の所得しか受けられない人たちであり，従ってその労働事情は不安定かつ浮動的である。

ラテンアメリカの諸形態での失業の約６０％は市街地区に見出される。そこでは解雇された者の大多数が苦悩に満ちた潜在的失業の状態にある。

今日ではいささか意気消沈して絶望状態にあるが ― 仮定的には発展の媒体であり，雇用，技術及び地域発展の拡大の源泉である近代産業部門の目もくらむような想像を妄信しているエコノミスタの存在には事欠いたためしがない。事実は全く違ったものであった。つまり，いわゆる近代部門とは，雇用の増大の源泉になるどころの騒ぎなのではなく，むしろコンフリクトの増大を引き起こして，市街地労働力と地方労働部門の将来の労働力における小部分の拡大以上のものを吸収するためにはあまりにも小さ過ぎる結果となり，同時に技術者，官僚，一握の労働貴族とでも云うべきものを創り上げて，社会的較差を尖鋭化して来た。

このようにして企業が規模を拡大し技術工学上の複雑さを増大し，資本の集中が市場を変貌させるに従って，大企業はみずからのメカニズムを発展させて労働力を割当てし，労働力に対する報酬の水準を固定して行く。

上記のこれらエリートに向けての勤労者を選び出すに当っては，候補者の「適性」を審査して保証する資格証明書（信任状）が請求せられる。この傾向は上記のこの少数部門の平均給与水準の引上げに導く。

上記のこのいわゆる近代部門の雇用への参加は，社会的需要のきわめて低いところから生じているので，さまざまの現象が起って来る。すなわち：一つには上記のこの特権的部門への加入のための圧力が増大する。他方，既に枠内にある者たちはしり込みして用心しながら後退し，こうしてまた別の事実が増大して社会的矛盾が尖鋭化するのである。

上記のこの近代部門の発展は，労働についての資本主義世界の国際分業に関する限りでは新たな帝国主義的戦略の一部を構成する。

国際進出企業財団の調停組合機関は豊富で安価な労働力を斯うして国際的に進出する生産に垂直的に結びついた工業企業部門に手を拡げて探し求めて行くが，また，その労働力の価格は上記企業財団の意思に従って決定せられる。上記のこの政策の支配的な特徴の一つは国内的でかつ全地域的な輸入代替モデルへの対比における「輸出産品の生産」という哲理である。斯うして，従属的資本主義が完遂せられ，国内と全地域の経済発展の調和的概念が分け持たせられ，地域の諸経済体が管理せられて行く。

適当な雇用の欠如から発散する貧困の機能の中で表明せられる真実の事情は，全地域の肉体労働力の過半数が全面的に不充分な収入の水準を伴うものになっているということなのである。

ラテンアメリカの市街地区の潜在的失業者たちは，資本的に低集約性の工業技術を用いての，小規模かつ基本的原始性の製品製造センターで働いている。そうした人たちがまた建設業，商業，諸サービス業と同様に工業にかつ，個人の勘定による雇用の中に存在しているのである。彼らこそが「フォーマル」な生産様式での限界的存在なのである。上記のこのいわゆる「インフォーマル」として生じた部門の重要性の所以は，ラテンアメリカにおける市街地労働力の３分の１以上を占めると見積られるに到ったところから来ている。

例えばアスンシオン，サン・サルバドール，及びサント・ドミンゴの都心地区では，被用者の約８０％が法定の最低賃金以下の収入で上記の限界的行為部門で働いており，そこにおける社会では，貧困と失望にあえぐ以外に脱出の道は無いのである。

市街地の貧困と潜在失業との間に存在する密接な関係は，非農労働力の３分の１が，全地域の平均所得以下になっているという事実に現われている。並びにまた，市街地で，上記のその割合（３分の１の労働力）が，法定の最低賃金以下の所得になっていることも知られるのである。

総括して見るに，上記のことが静態的に維持せられるときは，労働力の潜在的有用性の水準を危殆に頻せしめ続けることが指摘せられる。

他方，労働力の青年層への若返りをいよいよ困難にしていることが明白に認められる。上記のこの矛盾には，中等及び高等の教育を終えた者の圧力が存在している。つまり，この圧力の成長は，供給の手が追いつかない程に急速なのであって，「インフォーマル」部門にいっそうの栄養を与える以外に手の施し

ようもなく，国民の最下層の子供たちのことを云々している余裕はない。

青年層の問題には，婦人を社会に在って彼女らに相応する地位に就かせるように援助してやる法律が結びついたものであるが，しかも従属的資本主義の性質は，婦人にその地位を拒否するのである。最も広汎な社会的な視野から見透しをたてるならば，労働力への参加の削減的割合，非生産的かつ不安定な現存雇用の性格と，婦人及び教養ある青年層の増大して行く圧力についての見透しが，ラテンアメリカに支配的に普及している後進性モデルにおける「完全雇用」の理想をまったく不可能なものたらしめているのである。

地域における教育が示して来た展開は，綜合経済領域の枠組と対応している。斯うして，登録の年々の増加の割合についての対比では，初等教育を犠牲にしての中等及び高等水準における教育のダイナミズモ（動態）の集中傾向の指標が現われているが，その学業期間を登録学生の半数以下の割合が完遂したことになっている。この学業期間の脱落の大部分は，その不使用による文盲となり，爾後の可能的能力養成を，その形態の上で妨げたことになる。

上記のこの教育モデルは社会的較差を深く蔵して根ざせしめ，かつ，将来を約束するものであるけれども，国の内外の寡頭支配体制がもつ政治的また経済的な大きな利害関係と軌を一にした一身同体的体質のものであり，しかもこの寡頭支配体制は安価な費用（低コスト）で容易に布教開拓の可能な文盲無教養信者の群を維持することに懸命なのである。

上記のこの教育制度の限界的制約，低水準の教学的拘束，核家族への経済的圧迫，及び農業活動の重圧は，他方では，１０才から２４才までの年令層を包蔵する，タンクの中におさまって経済的に活力を持った人口中に占める相対的高率の割合を説明するものともなっている。

政策のもう一つの外形は，中等及び高等教育におけるエリート化である。設けられたものがカレッジか綜合大学かではそこでおさめられる勉学と教学における達成水準の度合に選択区分の規範基準の異なるものが制定せられるようになっていて，教育制度は階層性に分かれている。 ― たとえそれらが最も特権的な北米の有名綜合大学であったにせよ， ― 大企業やまた公共部門でも，何らかの管理執行職に参加加入するには要件として，卒業後の研究歴の実現がもう既に要求されて来ている。上記のこのような束縛せられた市場は極端に選良的であり，つまり大ブルジョワの子息だけが長年月にわたっての高い登録授業

料を支払えるのである。

だから，文盲一掃や初等教育の普及が問題になって努力されているのではない。そのようなことは耳にタコができる程これまで聞かされて来たお題目である。事柄は全く逆であって，公共的及び私的民間的資源の可成りな部分が，帝国主義とその国家的召使いたちの戦略的必要と利益の機能の中におさまっているのである。」と。（註１）

なお，特に若い層の女性の都市流入は最も注目せられる。「第２章第３節人口の発展」の中で報告書は次のように書いている。

「ラテンアメリカ諸国でなされた諸調査では大都市の都心への移住者の流れが基本的には若い人たちの層によって構成されていることが認められている。ラテンアメリカの六つの国の首都に到達した移住者の５５％から８５％は，移住の時期においては１５才から３９才までの人たちになっており，－しかも－それら移住者たちの大部分が女性であった。調査対象の六か国の一つでは，最近首都に到達した女性のうちの４０％が１０才から１９才までの年令で，６７％は３年生の学業を修了しておらず，しかも報告された全移住者の７１％が家事労働に従事し，或いは無報酬で働いている。

つまり，われわれの諸国では，移住者は発展過程自体の結果なのではなく，全く逆で，ラテンアメリカの後進性を特徴付ける経済的歪曲の表現なのである。上記のこの諸都市へ到達する人口は，出身地の地区での有り様を断念して，より高度な生活の物的諸条件を求めて到達して来ているわけであるが，にもかかわらず失業，潜在的失業若しくは低生産性及び低賃金の限界的行為における被用者の部隊に組込まれており，上記のこのことは彼らの生活諸条件の向上に何ら実質的な変化を構成していないのである。

他方，何らかの水準の資格の獲得を求める者たちは，それが中級水準のものであるか若しくは上級のものであるかにせよ，労働市場自体の制限に当面して，已むなく，地域の他の諸国へ，若しくは米国へ－また割合は少いが西欧へ－と移住して行くことになるが，上記のこうした労働力が問題になる場合には，その資格を通して，発展へのいっそう大きな貢献をなし得る可能性があるに違いない。然しながら実際には進出企業によって盗み取られる結果になり，頭脳の流出というぜいたくな高級取引を作り上げて来たことになる。（－－ 線山崎）

上記のこのような特徴をラテンアメリカの人口に誘発している青年層は，既

に３億7,０００万ほどにのぼっているが，稼働年令人口中における評価では２億人だけに認められる。従って，2,０００年（２１世紀）頃までに生まれている稼働人口の大部分では，その年（2,０００年）に全人口が６億をやや上廻る中で３億5,０００万弱の稼働年令になっていると見積もられ得る。

市街地集中は将来いっそう複雑な性格を加えることになる。2,０００年にはラテンアメリカ人口のおよそ３分の２ ―約４億― が都市に居住することになる可能性はきわめて高い。

上記のこうした人口動向の諸起源は，マルサスが支持した様な― 社会の最下層にして悲惨な階級の特質に生じたものなのではない。（ ―― 線山崎）その起源は，上記のこのような階級を創り上げ，その階層を増大し，それら階層の悲惨さと無産状態を愈々深刻化して，あまつさえ彼らに対して労働を通じて生計をたてる最も基本的な諸権利さえも拒否して来た制度自体の中にこれを求めなければならないのである。」と。（註２）

なお，この項に続いて，「第２章第４節ラテンアメリカ社会の危機」で更に次のように述べている。

「ラテンアメリカでは人口の８０％が所得の３８％を受取り，一方，残りの２０％の者の所得が６２％に及んでいる。こうして，最も貧困な部門は，全地域の平均値１６％を占めて，このラテンアメリカ平均の７倍を受取る最高額所得部門に対する所得の平均値になっている。

―他方で― 農業ラティフンディズモは地域全体面積の１５％が地主階級中の小エリートによって横領されているという事実の中に表現されるが，然しこれは，場合によりけりであるが或る場合には，彼らが１９世紀の大量奴隷を指揮して操ったことを羨望するには当らないことがらなのである。一方で2,000万人のラテンアメリカ人が零細規模の家族企業的農業開拓に働き，これらは平均３ヘクタールに満たず，労働日は年間１５０日を越えないのである。地方的失業と全社会的平均失業は極端な危機的事情にあり，将来の都市への移住を誘発している。

土地なき農民，非農化した土地，及び食糧の莫大な重要性は，ラテンアメリカにおける資本主義的「発展形態」が示す大きな矛盾と非合理性を構成している。

上記のこのような所得配分の破裂爆発主は，意欲的な専断の態度で出現する

のではなくて，その発生の根源を歴史的動向と社会構造の中に持っており，つまり，拓殖制度（コロニアリズモ）に，資本主義生産様式の形成に，及び対外的依存従属関係と人口の土地分布，その他の諸要因との間における相対的生産性の水準に発するのである。上記のこの所得集中の問題には経済及び社会の構造的混成体質で，近代化 ―特に産業工業企業における― の部分的過程によって生じしめられたものに無関係なわけがなく，（―― 線山崎）上記のこうした諸過程が，生産性に，行動意思決定の権限に，従って富財産と個人所得に関するところに内的な深い較差を形成して来たのである。」と。（註 3.）

2. 社会主義憲法下への近況の変容

メキシコが従来エコノミア・ミスタの国であったことについては，今次第 6 回国際経済学協会メキシコ世界会議において，官僚によるファッショ化の傾向を生じた点の指摘があって特に反省せられている。ところで，上掲長文の諸引用から，ラテンアメリカにおける労働力の都市集中とスラム化の事情及びその根源を知ることができるし，なお，労働市場における雇用への閉鎖性の度合が想像される。一つには今次の経済学者メキシコ世界会議特に第 6 分科会での報告討議内容を伝える紹介のための引用ではあったが，メキシコシティー 1,400 万の人口（世界第 3 の大都市）が文化的度合において相対的に最近頓みに水準低下に導かれて来ているという結論が考えられ得るように思う。恐らくその度合は，都市労働の全地域との対比における低所得化に比例するに違いない。一方において高層建築が林立し，宏大な道路が発達しても，スコールの時の交通の渋滞があって，都市の交叉点を中心に遠々数粁の範囲にわたって数時間も動きの止まる実情には数列の互いに警笛を鳴らして肩を相摩す自家用車の氾濫が見られる。タクシーの足は殆ど望めず，メトロやバスは超満員で鈴なりの有様に，この都市の文化水準における質的較差は如実に現われていることであろう。斯くては，日本からの進出企業某商社マンの言のとおり，午前と午后に予定を組んだ商談のまとめも支障を来たして渉どらないのが本当だと云えよう。Aero Mexico の機内アナウンスでは次の二つのことをきまって放送する。(1)「この飛行機は完全自動化していてすべてコンピューターで飛んでおります。」( )
(2)「着陸後 2 4 時間内に届出の無い限り，社会保障の保険契約は自動的にその内容が無効となります。」この二つで，凡そメキシコ政府の施策が何を達成し

ようと 努力しているかが想像できるであろう。メキシコシティーの国立病院は社会保険による治療を受けようとする患者の列で押すな押すなの盛況である。そして，午后5時鉄格子を下ろすクレーンが操作される直前の診療登録所は，嵐の去った後の散乱振りである。なお，報告者が3年前に出席参加した第5回経済学者東京世界会議では，女性の参加者はきわめて稀であったが，第6回メキシコ世界会議では，総会の会場を埋めつくす3分の1は若い女性であった。リセンシアーダもいるが，列席参会のエコノミスタと云われる者の中に，男女共にインヘニエロスが圧倒的多数を占めていることが印象的であった。これらは，サムエルソンの強調する量から質への経済学の転換を示すまさに経済学者世界会議成員構成組織そのものの変容を示す指標とも云えるに違いない。高等教育を受けた女性の職場進出もまた上掲報告書の云う無教養女性の潜在的失業以上の深刻な問題に現になって来ていることが認められるのである。

恐らく，経済発展や社会保障の計画が発表され実現に着手されたこと自体が動機になって，上に紹介された人口の都市集中傾向に一段と拍車が加えられたことは容易に考えられるところに違いなかろう。嘗ての黄金ラッシュの頃を別として，最近の歴史においてこれほどまでの都市への人口集中を経験した時期が果してあったであろうか。しかも，報告書の云うように，２１世紀に6億の人口中，4億が都市生活者になるわけで，農業，牧畜業，林業，水産漁業などを除けば，殆どの主要な産業企業のブレーンが大都市に集中するに違いない。これまで，伝統的な労働運動はメキシコにおいても確かに存在し，かつ，都市部にも地方にも発展して来た。報告者も嘗て，ＣＲＯＭとＣＴＭを対比させて，ロンバルド・トレダーノをめぐってのメキシコ労働の性格を検討してみたことがある。然しながら，最近の都市集中によって生じた労働全般にわたる質量共に見られる多大の変化は，もはや，政党や組合派閥を契びにして指導者を中心に成長して来た従来の労働運動で救済できるような単純な性質のものではない。社会主義を実現する政府の行政指導とその強化以外に他に問題解決を待つべき手はないであろう。

「労働組合が発展すると国は亡びてしまいますよ」と前掲日本の進出企業某社の出張社員が云ったことは，いみじくも上述の事柄の核心を突けているように思う。社会主義社会に労働の団結を保障する憲法の規定を挿入するにも及ぶまいし，特に力点を置いて労働の独占を保障しなければならないことは，そのよ

うな社会主義憲法自体の強調が必要だとすれば或意味では可成りにナンセンスな事態ではないか。報告者が副題に進歩か後退かを問題提起したこともまた斯かる意味合いからの検討を志したものであったのである。たゞ，これまで独禁法が主として排外手段としてのみ殆ど全面的に効力を期待せられていた後進国の事情は，社会主義政策下におけるいわゆる多国籍企業を当事国が選択主体的に導入して歓迎する論理から，以前と違って若干の質的修正を見ることになろうと思われる。

メキシコ憲法の経済的性格について，報告者は嘗てW.C.Gordonへの批判を試みて次のように書いたことがある。

「産業そのものの性格から，同じ抽出産業ではあっても農業が普遍的であるのに対して，鉱業は逆に極めて特殊的な傾向を帯びて来るのが普通である。このことは世界のどの地方についても見られる状態であって，決してラテンアメリカに特有の事情と云えるわけではない。しかし，ラテンアメリカの経済自体にとってはこの両産業が，明らかに二つの傾向的両極端を形成している。（この点について報告者は次のような註を付けた。すなわち，以下はゴードンの引用であるが，「存在する限りの産業化は大規模社会の栄養不良の映像かさもなくば，鉱山等に見られるような，外人所有や外国市場の恩恵によって存在はするものの，大多数の人々の生活には殆ど無縁の高度に特殊化せられた形態なのである。」と。ゴードン自身の指摘であることが問題であると書いておいた。

－W.C,Gordon，“The Economy of Latin America”，p.20．cf．拙著『国際構造比較の経営学』上巻９１頁註１１）－ しかもこの二つの産業が，ラテンアメリカを代表する二大産業であることには間違いないのである。

ところで，農業がこのように普遍的な性格のままに庶民への解放の過程を辿ったのに対して，鉱業が専ら独占的な傾向のままに推移したことに就ては歴史的な事情が存在する。そして，多くのラテンアメリカ諸国の中で，この両者の区別を明瞭にした歴史的事情としては，メキシコにおける憲法に基いた一連の経済政策が最も代表的なものとして挙げられるであろう。

１９１７年のメキシコ憲法第２７条に関しては，ゴードンの叙述は極めて散漫であって，かつ，控え目な態度である。氏がこの憲法を取上げたのは，主として地下資源に関してであって地上権に就ては，石油問題の関心を示していないように思われる。しかも，地上権と地下資源の所有権の間ほどには，鉱物資

源に関する法律上の論争を除いては，歴史的には殆んどなんらの関連性をも与えず，別個の経済問題として処理しているのである。このことは，憲法第２７条の持つ経済的な意義を殊更に不鮮明ならしめる結果となる。（なお，この第２７条の保障から，経済水域２００浬説をメキシコの世界から認められた財産権であるとする主張が今次第６回経済学者世界会議の会期中に宣言せられ，日本のマグロ漁船の拿捕事件が持上がった。）この憲法の規定は，地上権と地下資源とを共に国有化しようとする方針の宣言であったところに経済的な意義が認められなければならない。しかしながら，メキシコ憲法による国有化の方法は，最初，土地と地下資源に就てその実施の直接的な目的を異にしていた。すなわち，前者に対しては土地保有の平等の原則に従った普遍化を採用し，後者に対しては国家独占を通して特許による私的独占化に導いたのである。

１８２１年の政治的独立後百年，メキシコにおける経済的独立は未だに達成せられていなかった。この政治的独立に続く経済的な真の意味における独立を確保するためには，一方において国内生産の充実を計ると共に，他方先ず国内における外国経済勢力を排除して，これを国内生産の充実にあてる努力が必要とせられた。従って，国内における生産性の増強と排外規制とは平行して行われると共に，両者は又相関連して実施せられる筈のものであったと思われる。しかしながら，憲法のこの大方針は決して一挙に片付けられたわけではなかった。否，寧ろ今日においても未解決のままにこの方針は進展し或いは後退しながら，徐々にではあるが完成に向って行こうとしている。そして，この方針に示される経済的ナショナリズムの運動が成功して行くに従って，メキシコ国内に浸透した最も大きな外国経済勢力としての北米合衆国の地位も次第に窮屈さを増して来ることになるであろう。このことは取りも直さずゴードンの理論が次第にその妥当性を減少して行く過程を意味する。ゴードンにとって，この憲法の規定に統一的な国有化の効果を持たせることは如何にも不本意なことに違いない。」（註４）

更に報告者は上記の項の後に，次のようにも述べておいた。「ところで，憲法の規定は包括的に基本的な問題を取り入れたものであるから，歴史的な推移に従ってその実現への妥当性にはおのずから軽重の差が生じて来るのはけだし已むを得ないことであろう。ここでわれわれは，１９１７年の憲法が経済的には㈠国内生産増強，㈡排外規制（階級闘争），㈢国有化の三つを根幹として，

これらがすべて経済的ナショナリズムの確立を目指したものであったことを確認しておく必要がある。しかもこの憲法が極めて社会的に進歩的な性格のものであったことは忘れられてはならない点である。」（註５）

上掲二番目の項目の排外規則（階級闘争）は，既に社会主義の体制が発足した後は，先にも一言触れたように可成り従来の姿を変えて来ることになるだろう。それが，いわゆる多国籍企業への歓迎という主体的導入の論理となって選択的な基調で現われて来ているのである。エクワドールのVillagómez博士は以前その稿「株式による会社と株主への二重課税」で，受入当事国と資本輸出国とでの配当への二重課税にならぬよう，また，課税は途上国としての受入当事国の国庫収入となるように配慮を要請している。更にまた，過半数株受入当事国支配は，法人税課税により，せめて当事国に利潤参加権（拙論コマンダ遺制による意味での）の過半数分を獲得させるようにとの，資本にもまた公正な報酬を与えるという世界市民法的立場に立った主帳であったと思われる。なお，この趣旨の選択納税については，アルヘンチナ国の１９６４年政令第3,１１３号にも特に強調が見られる。ゴードンも夙にラテンアメリカにおける過半数株支配を当事国に持たせるようにとの要請のあることを指摘している。この傾向は今も変ることなく続いているし，社会主義国の政府の窓口を通した「多国籍企業」の導入の場合でも同様であろう。そして，このことが論理的にも実践的にも支障なく可能になるための基本的条件として，なおやはり本来コマンダ系譜の慣行の支配的な国であることが基盤に必要であることに変りはない。（昭和５４年１２月８日土曜日午后，那覇市都ホテルでおこなわれた第２５回日本イスパニヤ学会沖縄大会，主催校琉球大学での「合名会社における産業社員－イスパニア国商法典のユニークな性格制度的側面－」と題する拙論報告の際にコマンダ系譜慣行についてのやや詳しい分析を試みて口頭発表したが，学会の報告要旨は公刊されていない。同文館出版株式会社刊拙著『転換期のスペイン企業』や，株式会社芸林書房刊拙著イスパニア語版『所有と経営』及び大阪外大生協刊『企業と経済と法律と － 国際経営学研究，特に途上国理論』などの関係記事によって御参照賜わりたい。）

むすびに代えて

この報告では，主として第６回経済学者メキシコ世界会議第６分科会のメキ

シコ側提出の特に総括に宛てられた報告要旨を紹介しながら，冒頭の標題によって，メキシコ経済憲法の現代的意義を考え，とりわけ，排外規制に見られる社会主義発足後の性格の変化とそれに関連する「多国籍企業」への労働市場の対応を見極わめることを意図した。以下，メキシコ世界会議報告書の第２章社会経済的領域範囲に述べられた「多国籍企業」への態度を拾ってその叙述を引用することによりこの稿のむすびに代えたいと思う。なお，労務管理部門の客観的独立性を論じてフォーマルとインフォーマル組織に組入れられる個人労働力支出の領域における変容を憲法第１２３条Ａ号第１２項の改正と関わらしめて検討する機会を別途に期待したいと考えているが，ここでは割愛する。報告書は次のように云う。

「ラテンアメリカの暗雲漂う社会経済的領域範囲は，経済的政治的かつ社会的諸矛盾の複雑な総体が横溢して来ている従属的資本主義の危機の深化がもたらした結果的所産である。経済面では，危機の増大は経済的独立の一斉強化についての穏やかならない暴言が募って来たことに反映されている。この動向を反映しているものとしては，地域における外国資本の新たな役割がある。すなわち，独占資本が内部市場を掌握支配して，従属的産業工業化の基地的代行機関の中に及び全成長経済の中に樹立されることを目途しているのである。 ― われわれは上記の独占資本を国籍転化導入された産業工業的しわ寄せ資本（ redespliegue industrial transnacionalizado ）と呼んでいる。―」と。（註６）けだし，ラテンアメリカの主体性を確立しての協力のために歓迎された導入「多国籍企業」は別枠であろうと思われる。この選択における基準の問題を考えるに当っての判断資料としては，既に掲げた拙稿「ラテンアメリカの要求は融資か投資か」を御参照賜わりたい。

（註）1. Ponencia para el Ⅵ Congreso Mundial de Economistas, Tema Ⅵ : Empleo y Desarrollo en America Latina. pp.15 ～ 18. cf.

2. Ibid. pp.12 ～ 13. cf.

3. Ibid. p.14 cf.

4. 拙著『国際構造比較の経営学』上巻，関学生協出版委員会刊，１９７３年，８４頁から８５頁。

5. 上掲拙著８５頁。

6. Ponencia, ibid. pp.2 ～ 3. cf.